

港区認可外保育施設保育料補助金の見直しについて

「子育てのための施設等利用給付」(以下「施設等利用給付」といいます。)は、認可外保育施設等の施設や子育てを援助する事業の利用に要する費用を助成する国の給付制度です。

国においては、直近の物価水準や賃金動向を踏まえ、令和8年10月から施設等利用給付の給付単価見直しが予定されています。これを踏まえ、区でも、「認可外保育施設保育料補助金」における補助の上限額を見直します。

1 国による施設等利用給付の給付単価見直しについて

年齢	現行(月額)	見直し後(月額)	増
0～2歳児	42,000円	45,700円	3,700円
3～5歳児	37,000円	40,300円	3,300円

2 港区認可外保育施設保育料補助金の上限額見直しについて

区は、施設等利用給付に加え、独自の助成により、0～2歳児は月額10万円、3～5歳児は月額9万7千円を上限として、認可外保育施設を利用している児童の保護者に対し、保育料を補助しています。

この度、国の施設等利用給付の給付単価見直しにおける増額分を反映させ、令和8年10月利用分から港区認可外保育施設保育料補助金の上限額を以下のとおりとします。

年齢	現行(月額)	見直し後(月額)
0～2歳児 (非課税世帯)	100,000円 (内訳) 施設等利用給付 42,000円 区助成 58,000円	103,700円(3,700円増) (内訳) 施設等利用給付 45,700円 区助成 58,000円
0～2歳児 (課税世帯)	100,000円 ※全額区の独自の助成	103,700円(3,700円増) ※全額区の独自の助成
3～5歳児	97,000円 (内訳) 施設等利用給付 37,000円 区助成 60,000円	100,300円(3,300円増) (内訳) 施設等利用給付 40,300円 区助成 60,000円

※補助金は四半期ごとの利用実績に基づき支払われるため、見直し後の金額を保護者が受け取るのは、令和9年1月以降となります。

3 事業規模

28,812千円

4 今後のスケジュール(予定)

令和8年 6月下旬 令和8年第2回港区議会定例会(補正予算案の提出)
7月 保護者等への周知開始
令和9年 1月以降 新たな補助額での支払開始